

〈要約〉

J. R. コモンズの「法と経済学」

J. R. Commons on “Law and Economics”

高橋 真悟
Shingo Takahashi

現代の「法と経済学」はアメリカで生まれた比較的新しい学問分野であるが、その特徴は経済学の手法を法の分析に適用するもので、合理性と効率性に基づく新古典派ミクロ経済理論の利用にある。この手法の有効性を声高に主張してきたのが、シカゴ大学ロースクールで教鞭をとりつつ、連邦控訴裁判所の裁判官も務めるポズナー（R. A. Posner）である。彼は「法と経済学の運動も経済学にすぎない」と断言し、経済主体の合理的行動に基づいた効率性の確保、社会全体の富の増加ないし効用の最大化を目的とする。そして彼の場合は、こうした経済学の考え方を実際の判決に用いている点に大きな特徴がある。

一方、戦間期のアメリカで活躍したコモンズ（J. R. Commons）は独自の制度経済学を築いた人物であるが、法学的概念を使用して集団行動を分析し、法と経済（学）に関する研究を行っていた。彼の場合、ポズナーが重視した「効率性」は経済活動を理解する5つの要素、すなわち「主権」・「稀少性」・「効率性」・「将来性」・「慣習」のうちの一要素であると考えた。コモンズは連邦最高裁の判例から、その時代の法が社会や経済に与える影響を研究していた。したがって、彼が考える「法と経済学」では、量（数量）と稀少性（価格）の測定に加えて、その時代と場所における代表者の合意から生まれる「適正さ」の測定が加わる。つまり、経済学の手法を法の分析に適用する考え方とは異なり、「法による経済の変化」や「適正さ」によって法学と経済学に統一性を見出そうとするところに意義がある。よって、比較的新しい「法と経済学」という分野の理解を深めるためにも、コモンズの考え方は一つの学説として理解しておく必要がある。